

2021年6月25日

当社第56回定時株主総会 事前質問に対するご回答(2)

当社は、2021年6月24日付「当社第56回定時株主総会 事前質問に対するご回答(1)」に記載のとおり、当社第56回定時株主総会について株主の皆様から事前に頂いたご質問事項に対する回答が、株主の皆様の議決権行使の判断に資すると考え、株主の皆様から頂いたご質問事項について、本株主総会の前に、回答内容を公表することとしております。

つきましては、株主の皆様から頂いておりますご質問事項のうち、上記「当社第56回定時株主総会 事前質問に対するご回答(1)」においてご回答させて頂いたご質問事項を除く、残り5問のご質問事項全てについて、下記に記載のとおりご回答申し上げます。なお、便宜上、質問があった順に、上記「当社第56回定時株主総会 事前質問に対するご回答(1)」に記載したご質問と連続する形で質問番号を付しております。

記

4. 当社子会社における不正会計当時の役職員の責任追及について

(ご質問) ⑥ 不正会計時の役員、元 UAUS 代表 石井氏、UAC 代表 早嵯氏が不正に絡んでいたのは明確で、役員賠償責任、法的措置を取らない理由をお答え頂きたい。

(ご回答) ⑥ 当社子会社における不正会計当時の役員のうち、代表取締役会長として、子会社管理を含むグループ全般の統括管理を担当していた藤本秀朗につきましては、第三者機関の調査報告書において、非現実的な販売目標を設定する等して、有害な企業文化を創り上げたなどと指摘されておりますが、直接不正会計を指示した等とは認定されておらず、必ずしも責任追及が容易に可能な状況ではないものと考えております。

当社子会社における不正会計当時の役員のうち、藤本秀朗以外の取締役につきましては、不正会計に関与しておらず、また、不正会計が行われたエレクトロニクス事業や内部統制システムの構築・運用を担当しておらず、不正会計を疑わせる事情も把握していなかったため、任務懈怠は認められないと考えております。

UAUS 代表であった石井氏及び UAC 代表であった早嵯氏につきましては、すでに辞任して一定の責任をとっていることや、費用対効果等に鑑み、責任追及は予定しておりません。

5. ユニデン不動産株式の売却について

(ご質問) ⑦ ユニデン不動産をフジファンドに売却した事によるユニデン HD のメリットをお答え願います。これも、まともな回答が得られないのであれば私的な売却であり、役員賠償責任ものと考えます。

(ご回答) ⑦ 2017年6月30日付けの当社の有価証券報告書50頁に記載したとおり、ユニデン不動産の株式をフジファンドに一部売却した2016年当時、当社においては、不動産事業のリスク分散を行い、当社を中心とするエレクトロニクス事業の新規カテゴリーの開発等を推進することで、連結グループとしての収益力の強化を企図しており、ユニデン不動産の一部株式の売却を決定いたしました。

6. 監査役の解任議案、監査役会の構成について

(ご質問) ⑧ 4号議案が特別決議ですが、過半数またはそれに準じる多数が賛成した場合、監査役お二人はご進退をどう判断されますか？

⑨ 監査役全員が創業者の利害関係者なのではないのか？追加で独立した監査役を会社は擁立すべきではないのか？

⑩ 4号議案絡みですが、監査役全員が創業者と気脈が通じているのではないのでしょうか？なぜ会社側で独立した監査役を擁立しないのですか？

(ご回答) ⑧ 当社監査役会からは、「本件に関する監査役会としての意見はすでに表明しております。また、取締役会としてのご判断もすでに公表済みです。現時点では、それ以上のご回答は控えさせていただきます。」との回答を受領しておりますので、当該回答をそのまま掲載致します。

当社取締役会としては、当該議案に対する賛成の議決権行使の状況次第では、今後、対応を検討していく必要があるものと考えており、監査役会と議論していきたいと考えております。

⑨ 当社監査役会からは、「招集通知19ページ⑥の5) 社外役員の独立性判断基準に記載の通り、会社法に定める社外要件を満たす社外監査役を選任しております。」との回答を受領しておりますので、当該回答をそのまま掲載致します。

後段のご質問に関しましては、当社取締役会としては、2021年6月14日付「第三者委員会の調査報告書を受けた当社の対応について」においてもお知らせ致しましたとおり、現在の当社監査役会の構成については、今後、見直しを検討する必要があるものと考えております。取締役会としては、法令上、監査役会の同意を得

なければ監査役の選任に関する議案を株主総会に提出できませんので、監査役会と議論していきたいと考えております。

- ⑩ 当社監査役会からは、ご質問事項⑨と同様、「招集通知19ページ⑥の5）社外役員の独立性判断基準に記載の通り、会社法に定める社外要件を満たす社外監査役を選任しております。」との回答を受領しておりますので、当該回答をそのまま掲載致します。
- 後段のご質問に関しましては、当社取締役会としては、2021年6月14日付「第三者委員会の調査報告書を受けた当社の対応について」においてもお知らせ致しましたとおり、現在の当社監査役会の構成については、今後、見直しを検討する必要があるものと考えております。取締役会としては、法令上、監査役会の同意を得なければ監査役の選任に関する議案を株主総会に提出できませんので、監査役会と議論していきたいと考えております。

以上